

茨木市立中学校給食献立作成委員会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立中学校給食献立作成委員会（以下「委員会」という。）を設置することにより、多様な意見を伺う機会を設け、もって本市で実施する中学校給食における献立内容の充実及び向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2 委員会は、中学校給食の献立について協議及び検討を行う。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は茨木市公立中学校教頭会代表の職にある者をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 中学校の給食担当教職員代表

(2) 中学校の栄養教諭及び学校栄養職員（第5第3項において「栄養教諭等」という。）

(3) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明または意見を聴くことができる。

3 栄養教諭等は、会議に出席し、中学校給食の献立の原案を提出する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(秘密の保持)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。